

## 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の取り扱いについて

### 1. 対象となるサービス（※いずれも介護予防は対象外）

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

### 2. 判定期間

前期：3月～8月                      後期：9月～2月

### 3. 減算適用期間

前期判定により減算の対象となった場合：10月～3月

後期判定により減算の対象となった場合：4月～9月

### 4. 減算対象者

当該事業所が担当している**全ての利用者**の居宅介護支援費

（対象となるサービスを位置付けていない利用者も対象です）

### 5. 減算単位

1人につき**月200単位**

### 6. 減算となる条件

各サービスを位置付けた計画数のうち、特定の事業者（法人）を位置付けた計画数の割合（紹介率最高法人割合）がいずれかのサービスで80%を超えた場合。

### 7. 紹介率最高法人割合算定式

$$\frac{(A)のうち紹介率最高法人を位置付けたサービス計画数 \cdots (B)}{OOサービスを位置付けたサービス計画数 \cdots (A)} \times 100 = \text{紹介率最高法人割合}$$

### 8. 算定手続き

事業所で算定した結果、紹介率最高法人割合が80%を超えているサービスが1つでもあった場合は、正当な理由の有無に関わらず、以下の（1）～（5）を記載した書類（様式1、2）を久留米市長（介護保険課）に提出してください。（内容を網羅していれば、別の様式でも可能です。）なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所において当該書類を5年間保存しなければなりません。

- （1）判定期間における居宅サービス計画数
- （2）対象となるサービスが位置付けられたサービス計画数
- （3）対象となるサービスの紹介率最高法人が位置付けられたサービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- （4）「7. 紹介率最高法人割合算定式」の方法で算出した紹介率最高法人割合
- （5）紹介率最高法人割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合は、その正当な理由及び確認資料（別紙1の2ページ目以降を参照）

## 特定事業所集中減算における「正当な理由」について

紹介最高法人の割合が80%を超えた事業所で、以下の①～⑥の正当な理由に該当する場合は、各項目の【確認資料】を併せてご提出ください。

## ① 居宅介護支援事業者の実施地域に各サービスが5事業所未満である場合

※ 居宅介護支援事業者の実施地域とは、「運営規程に定める通常の事業実施地域」とする。

※ 訪問介護サービスにおいては、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業者の実施地域内に5事業所未満である場合を含む。

**【確認資料】**：運営規程、利用者名簿

※利用者名簿は、利用者名及び住所が分かる任意の様式でお願いいたします。

## ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

**【確認資料】**：特別地域居宅介護支援加算をしている書類

## ③ 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である等、小規模事業所である場合

**【確認資料】**：給付管理票総括票

## ④ 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である場合

**【確認資料】**：サービス毎の月別の計画件数一覧

## ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者集中していると認められる場合

※ 原則として「サービスの質が高い」とは、

- ・先駆的・先験的な事業として国のモデル事業等として実施しているサービスの場合
- ・利用者の自立向上が図られ、モデルとなるサービスの提供が行われていると、地域ケア会議において認められた利用者の場合（当該サービスの算定件数から除外する。）

**【確認資料】**：モデル事業を証明する書類、地域ケア会議議事録、居宅サービス計画等

**⑥ その他、正当な理由と久留米市長が認めた場合**

・下記の事情をもった利用者を算定件数から除外する。

(1) 社会福祉法人における減免制度を利用している者

**【確認資料】**：給付費明細書

(2) サービスの開始にあたって、市町村等(地域包括支援センターや在宅介護支援センターも含む)から、緊急時の対応として依頼された事例や、受託事業に該当する利用者

**【確認資料】**：市町村からの検証書類、及び経緯が明らかな文書(ケアプランや支援経過等)

(3) 65歳未満の全額生活保護の利用者(Hから被保険者番号が始まる利用者)

**【確認資料】**：給付費明細書

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業者 서비스에集中した場合

**※ 注意事項**

紹介率最高法人の割合が80%を超えているにもかかわらず、正当な理由があったため、提出していないという事業所が散見されます。正当な理由の有無に関わらず、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、必ず書類を作成し、提出してください。